

| | |
|--------------|--|
| Title | 沿岸域管理における連邦と州の調整機構 : オーストラリアのグレートバリアリーフにおけるケーススタディ |
| Author(s) | 敷田, 麻実 |
| Citation | 日本沿岸域学会研究討論会講演概要集, 8: 10-11 |
| Issue Date | 1995-05 |
| Type | Conference Paper |
| Text version | publisher |
| URL | http://hdl.handle.net/10119/16813 |
| Rights | 本著作物は日本沿岸域学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japanese Association for Coastal Zone Studies. Copyright (C) 1995 日本沿岸域学会. 敷田麻実, 日本沿岸域学会研究討論会講演概要集, 8, 1995, pp.10-11. |
| Description | |

沿岸域管理における連邦と州の調整機構

—オーストラリアのグレートバリアリーフにおけるケーススタディ

(学) 敷田麻実 (金沢大学大学院社会環境科学研究科)

1. まえがき

オーストラリアの北東岸の南緯 10° から 24° に位置するグレートバリアリーフは南北 2,000km、面積約 34 万 4000km²の海域に分布する約 2,900 のサンゴ礁である。グレートバリアリーフの生態系の重要性は世界的に認められ、1981 年に World Heritage List に指定された。この自然を目的に毎年 100 万人以上の観光客が訪れる。同時に沿岸漁業の生産額は年間 250 万豪ドルに達し、産業的にも沿岸域の利用度は高い。

1975 年のグレートバリアリーフ海中公園法 (Great Barrier Reef Marine Park Act、以下「海中公園法」。) によって設置された連邦政府機関のグレートバリアリーフ海中公園管理局 (「GBRMPA (Great Barrier Reef Marine Park Authority)」、以下同じ。) がグレートバリアリーフの管理機構である。GBRMPA は地元のクイーンズランド州政府 (以下「州政府」。) の協力を得て、主にゾーニングによって、グレートバリアリーフのさまざまな利用や産業活動を管理する。

行政機構や組織間の調整は沿岸域管理のシステムを検討する際に必ず問題になる。特に一元的に管理するための制度・機構は沿岸域の管理に重要である。この点でグレートバリアリーフの管理に実績がある GBRMPA は注目すべき研究対象であると考えられる。この報告では、GBRMPA の沿岸域管理における連邦と州の間の調整機構について分析し、その特徴を明らかにすることを目的とした。

2. GBRMPA の組織

海中公園法で設置された GBRMPA は連邦政府機関であり、その中核は連邦政府 2 名 (常勤 1・非常勤 1)、州政府 1 名の代表で構成する Great Barrier Reef Marine Park Authority である。この Authority の下に 7 部門、約 140 名の職員が働いている。本部は首都ではなく、グレートバリアリーフ沿岸の都市にある。このほかに現場で日常の管理を遂行する州政府職員が約 100 名いる。

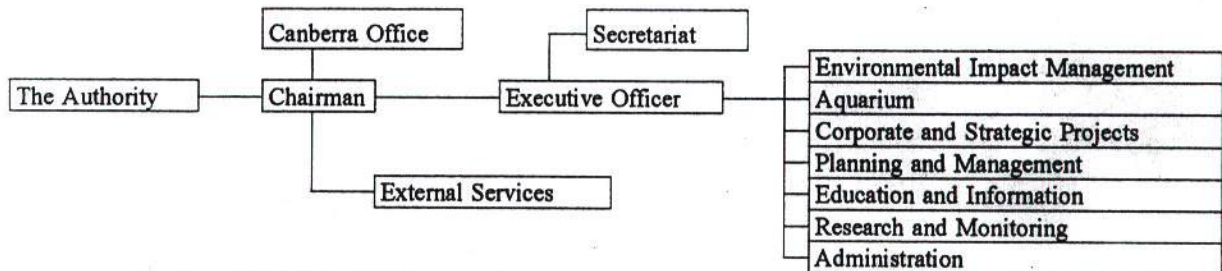


図-1 GBRMPA の組織

3. 連邦政府と州政府

3.1 GBRMPA の設立

GBRMPA の設置のきっかけとなったのはグレートバリアリーフの開発である。特に 1960 年代末の石灰石、石油の採掘問題をめぐってオーストラリアでは大きな論争が起きた。この問題について、開発促進に傾いていた州政府と保護側の連邦政府は対立した。

論争の結果、結局 1975 年に海中公園法が成立し、連邦政府の機関である GBRMPA の設置が決まった。しかしその設置の経過から州政府と大きくかかわった。また逆に州政府にとって GBRMPA の設置は、その専管区域に対する権利を脅かすものであった。

3.2 連邦政府と州政府の調整

連邦政府と州政府の対立からグレートバリアリーフの管理には問題が生じたが、連邦と州の1979年の合意で一応の解決を見た。この合意は①GBRMPAに関する決定については連邦政府が最終決定権を持つこと、②海域の現場での管理は州政府が担当すること、③海中公園法は修正せず施行すること、④両者の協議機関を設置すること、⑤海中公園内では資源採掘を実施しないこと、という内容で、GBRMPAの実質的管理体制が確定した。特に最終決定権を連邦政府が持つことで、管理の一元性が確立した。

3.3 連邦と州の境界と管理の調整

グレートバリアリーフ海域では、連邦政府と州政府の間に低潮時海岸線についての解釈の違いがある。一般的にグレートバリアリーフ海中公園の陸地との境界はLow Water Mark（正確には18.6年間の全Low Waterの平均）であると考えられている。この線以上にGBRMPAの権限は及ばない。しかし州政府はこの線をLowest Astronomical Tideであるとした。また州政府は島に接続するリーフは州の管轄であると主張し、境界について両者は対立していた。

このLow Water Markの定義問題は現在も決着していないが、州政府がGBRMPAと同等の内容の州の海中公園を設定することで解決している。利用者は州の海中公園かGBRMPAの海中公園か区別せず利用できるし、管理は同等のレベルで行うことになっている。

表-1 海中公園の範囲と管轄権

| 海 域 区 分 | 公園の種類 |
|--|----------------|
| Low Water Mark（定義は未決着）から Highest Astronomical Tide まで | 州の海中公園 |
| 海中から Low Water Mark まで （正確には 18.6 年間の全 Low Water の平均） | グレートバリアリーフ海中公園 |

3.4 連邦と州の調整機構

GBRMPAと州政府の政策の調整のために、両政府の協議機関がもうけられており、規制や立法に関して矛盾が起きないようにしている。また委員にも両政府の代表が加わっている。

表-2 連邦政府と州政府の協議機関

| 名 称 | 委 員 の 内 容 |
|---|---------------------------|
| Great Barrier Reef Marine Park Authority | 連邦政府2名（常勤1・非常勤1）、州政府1名 |
| Great Barrier Reef Consultative Committee | 連邦政府3名、州政府2名、関係者・学識経験者10名 |
| Great Barrier Reef Ministerial Council | 連邦政府2名、州政府2名 |

3.5 連邦と州の財政上の関係

GBRMPAは特定の補助金制度を持っていない。しかし日常の管理（Day-to-Day Management）は州政府が担当するので、必要経費はGBRMPAが州政府に支払う。ただし州政府もその費用の半分を負担するので、州政府は一度日常の管理にかかる経費の半分以上をGBRMPAに納めている。

4. 結論

GBRMPAによるグレートバリアリーフの沿岸域管理では、連邦政府と州政府の間において、その管轄区域を調整する機構が重要な役割を果たしている。またこの調整機構はGBRMPAの設立の経緯から生まれたものであるが、管理の一元性を保ちながら、連邦政府と州政府が協同して管理を実施する特徴を持つ。また本部組織が地方都市にあることと、補助金の制度をもたないことも特徴的である。

5. 主要参考文献

- 1) Craik, W.: The Great Barrier Reef Marine Park: its establishment, development and current status, Marine pollution bulletin, 25(5-8), pp.122-133, 1992.
- 2) Great Barrier Reef Marine Park Authority: Annual Report 1980-81 から 1992-93, GBRMPA, Townsville, QLD., Australia.
- 3) Dr. Sparkes, S.(GBRMPA): Per. com., 1994.